

(意見書案第4号)

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否に関する意見書

幌延深地層研究計画をめぐっては、北海道は放射性廃棄物の持ち込みは「受け入れ難い」との「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を制定し、北海道、幌延町及び日本原子力開発研究機構（旧核燃料サイクル開発機構）は「研究のみ」として「放射性廃棄物を持ち込むことや使用することはしない」、「研究終了後は埋め戻す」との三者協定を締結している。

しかし、国は、北海道を含む複数の自治体に対して、処分場確保に向けた「文献調査」を申し入れようとしている。

日本学術会議は平成24年9月11日、高レベル放射性物質の最終処分の計画について、長期に安定した地層が日本に存在するかどうかについては、科学的根拠の厳密な検証が必要であり、「高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策の抜本的見直し」を提言した。

原子力発電は、放射性廃棄物の最終処理方法を確立しないまま強引に進められてきた。原発から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分は、「10万年間の監視が必要な危険な核廃棄物を安全に保管できるのか」、「そこに核廃棄物が存在することを後の世代に知らせることができるのか」といった答えを持たずに進められている。

今後、深地層研究計画を変質させ、幌延周辺や道北地域、そして道内をなし崩し的に最終処分場にされる危険性がある。

よって、国及び北海道においては、北海道を「核のゴミ捨て場」にする高レベル放射性廃棄物を持ち込ませず、また、幌延深地層研究所を最終処分場にさせないため、「三者協定」と「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を遵守し、下記の事項を確実に実行するよう強く要望する。

記

- 1 北海道の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に基づき、北海道内に高レベル放射性廃棄物の最終処分場を設置しないこと。
- 2 国の高レベル放射性廃棄物最終処分場にかかわる「文献調査」を実施しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月25日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣
(原子力防災)
内閣官房長官
北海道知事

} 宛